

## 大阪市介護用品支給事業実施要綱

制 定 平成14年8月1日  
最近改正 令和3年3月22日

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅の要介護高齢者を介護する者に対する介護用品の支給に関し、必要な事項を定め、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 要介護高齢者

本市の区域内に現に居住し、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が4又は5の者及び要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の者。

#### (2) 介護用品

要介護高齢者の介護に必要な物品で、別表1に掲げるもの

#### (3) 世帯

住民基本台帳上の世帯とする。

### (支給対象者)

第3条 介護用品の支給対象者は、本市の区域内に現に居住し、要介護高齢者の介護を行っている家族（以下「介護者」という。）とし、介護者世帯及び要介護高齢者世帯ともに市民税非課税世帯であるものとする。

### (支給申請及び決定)

第4条 介護用品の支給を受けようとする者は、介護用品支給申請書（様式1）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、必要事項を調査のうえ、支給の可否を決定し、介護用品支給決定通知書（様式2-1）及び却下通知書（様式2-2）により、申請のあった者に通知する。

### (給付券の交付)

第5条 市長は、前条により介護用品の支給を決定した者（以下「対象者」という。）に対して、申請月（介護用品支給申請書のほかに書類が必要なときは当該書類の提出があった月）に応じ、別表2に掲げる金額に相当する介護用品給付券（様式3）を交付する。なお、介護用品給付券の有効期限は、別表3のとおりとする。

### (介護用品の受領)

第6条 対象者は、大阪市が当該年度における介護用品の給付に関する業務を委託する取扱事業者から、交付を受けた介護用品給付券と引き換えに介護用品を受領するものとする。なお、対象者は、介護用品給付券に記載する有効期限までに介護用品を受領しなければならない。

### (給付券の譲渡等の禁止)

第7条 対象者は、交付を受けた介護用品給付券を第三者に譲渡、貸与又は売買してはならない。

(住所変更等の届出)

第8条 対象者は、大阪市内において住所を移したときは、速やかに市長にその旨を届けなければならない。

2 対象者は、次の各号に該当するに至った場合は、速やかに市長にその旨を届けるとともに、未使用の介護用品給付券を返還しなければならない。

- (1) 要介護高齢者が死亡したとき
- (2) 要介護高齢者が在宅でなくなったとき
- (3) 大阪市外に転出したとき

3 市長は、前項の届出を受けたときは、支給の廃止を決定し、介護用品支給廃止通知書（様式4）により、対象者に通知する。

(給付券の返還)

第9条 市長は、対象者が次に該当する場合は、支給決定を取り消し、介護用品給付券を返還させ、既に使用した場合は相当額の費用を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により介護用品支給の決定を受けた場合
- (2) 前条又は第7条の規定に反して介護用品給付券を使用した場合

(実施細目)

第10条 この要綱の実施に関する必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

2 （平成21年7月1日 大阪市介護用品支給事業実施要綱の一部を改正する要綱により削除）

附 則（平成15年4月1日改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日改正）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日改正）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、平成17年度支給決定者で市民税課税世帯（市民税非課税世帯以外の世帯であって、前年所得税額が397,000円以下の世帯）には、平成18年度に経過措置として500単位を支給し、平成19年度には250単位を支給する。

附 則（平成19年4月1日改正）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、平成17年度支給決定者で市民税課税世帯（市民税非課税世帯以外の世帯であって、前年所得税額が397,000円以下の世帯）には、平成19年度に経過措置として250単位を支給する。

附 則（平成21年4月1日改正）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定に関わらず、平成20年度中に支給決定を行い、かつこの要綱の施行日において第3条の規定を満たす者については、平成21年4月～6月利用分として375単位を支給する。

附 則（平成21年7月1日改正）

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 1 日改正）

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 1 日改正）

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 1 日改正）

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。ただし、改正後の様式第 3 号は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 27 日改正）

この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日改正）

この要綱は、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行の日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 19 日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の大阪市介護用品支給事業実施要綱第 5 条の規定は、令和 2 年度大阪市介護用品支給事業給付券について適用し、令和元年度大阪市介護用品支給事業給付券については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

大阪市介護用品一覧

- 1 紙おむつ
  - (1) フラットタイプ
  - (2) テープ止めタイプ
  - (3) パンツタイプ
- 2 尿取りパッド
- 3 清拭剤
- 4 ドライシャンプー
- 5 使い捨て手袋
- 6 介護用スプーン・フォーク
- 7 介護用箸
- 8 差し込み式便器
- 9 差し込み式尿器
- 10 防水シーツ
- 11 口腔ケア用品
- 12 食事用エプロン
- 13 消臭剤
- 14 とろみ剤

別表 2 (第 5 条関係)

申請月	金額 (介護用品給付券月及び枚数)
6月	78,000 円 (給付券 7月分～6月分・12枚)
7月	71,500 円 (給付券 8月分～6月分・11枚)
8月	65,000 円 (給付券 9月分～6月分・10枚)
9月	58,500 円 (給付券 10月分～6月分・9枚)
10月	52,000 円 (給付券 11月分～6月分・8枚)
11月	45,500 円 (給付券 12月分～6月分・7枚)
12月	39,000 円 (給付券 1月分～6月分・6枚)
1月	32,500 円 (給付券 2月分～6月分・5枚)
2月	26,000 円 (給付券 3月分～6月分・4枚)
3月	19,500 円 (給付券 4月分～6月分・3枚)
4月	13,000 円 (給付券 5月分～6月分・2枚)
5月	6,500 円 (給付券 6月分・1枚)

別表3 (第5条関係)

介護用品給付券月	有効期限
7月	8月末日
8月	9月末日
9月	10月末日
10月	11月末日
11月	12月末日
12月	1月末日
1月	2月末日
2月	3月末日
3月	4月末日
4月	5月末日
5月	6月末日
6月	6月末日

## 介護用品支給申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

申 請 者 ( 家 族 介 護 者 )	住所 大阪市 区	電話番号 ( )
	フリガナ	
	氏名 (要介護者との続柄 )	

介護用品の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

- ・太枠の中をご記入ください。・該当するものの□にレを付けてください。

要 介 護 者 ( 介 護 を 必 要 と す る 方 )	フリガナ	生年月日 明・大・昭・西暦 . . ( 歳)	
	氏名	電話番号 ( )	
	住所 大阪市 区		
	要介護認定状況	<input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護3で「排尿」又は「排便」が全介助	
現在の在宅状況	確認欄 <input type="checkbox"/> 入院や施設入所しておらず、在宅で生活しています。		
介護保険被保険者証番号			
世帯の状況 (世帯全員の記載が必要です。)	氏名	要介護者との続柄	生年月日
	1	本人	明・大・昭・平・令・西暦 . .
	2		明・大・昭・平・令・西暦 . .
	3		明・大・昭・平・令・西暦 . .
	4		明・大・昭・平・令・西暦 . .
申請者(家族介護者)世帯の状況(要介護者と別世帯の場合)			
1		明・大・昭・平・令・西暦 . .	
2		明・大・昭・平・令・西暦 . .	
3		明・大・昭・平・令・西暦 . .	
4		明・大・昭・平・令・西暦 . .	

※以下の記入欄には記入しないでください。(保健福祉センター記入欄)

- 【添付書類】  税確認資料 ( )  その他 ( )
- 【要介護者の要介護認定状況】  被保険者証で確認  認定通知書で確認  その他 ( )
- (要介護3の場合) 排尿:  全介護  一部介助  見守り等  介助されていない  
 排便:  全介護  一部介助  見守り等  介助されていない  
 調査不可:  認定調査票なし  その他 ( )

申請結果調書の内容により、□介護用品の支給を決定します。 □介護用品の支給を却下します。

決 裁 欄	起案年月日	課長	課長代理	担当係長	係員
	・ ・				
	決裁年月日				
	・ ・				

第 号  
令和 年 月 日

申請者住所

申請者氏名

大阪市長  
発行区名

介護用品支給決定通知書

先に申請のありました介護用品の支給について、次のとおり給付を決定しましたので通知します。

記

対象高齢者氏名

対象高齢者住所

支給対象者氏名

支給対象者住所

対象年度 年度

決定番号 第 号

決定日 令和 年 月 日

交付日 令和 年 月 日

給付券枚数 枚

給付金額 円

給付方法 本市が指定した介護用品支給事業者から、本市発行の給付券と引き換えに介護用品を受け取ってください。

第 号  
令和 年 月 日

申請者住所

申請者氏名

大阪市長  
発行区名

介護用品支給却下通知書

先に申請のありました介護用品の支給について、次の理由により却下しましたので通知します。

記

対象高齢者氏名

対象高齢者住所

支給対象者氏名

支給対象者住所

対象年度

年度

申請日

年 月 日

理由

年度大阪市介護用品支給事業給付券	
利用決定番号 第	号 ( 月分)
対象高齢者氏名	
支給対象者氏名	
使用可能開始日 : 令和 年 月 日	有効期限 : 令和 年 月 日
本券は 6, 500 円までの指定介護用品と引換えができます。	
令和 年 月 日	大阪市長 印
(市長印がないものは無効) ○○区	

利用日	事業者確認印
利用金額	

【注意事項】

- ※ 有効期限を過ぎた日の介護用品の受領に給付券は使用できません。注文後、配送に日にちを要するため、お早目にご注文ください。
- ※ 給付券で引換えできるのは、本市指定の介護用品に限ります。
- ※ 6, 500 円未満の場合でもおつりは出ません。
- ※ 商品の配送は月々 1 回ずつを原則としています。
- ※ 給付券を利用者以外の方に譲渡又は貸与することはできません。
- ※ 不正な利用が発覚した場合は、使用分に相当する金額を返還して頂きます。
- ※ 利用券の再発行はいたしませんので、紛失又は破損のないように大切に保管してください。

第 号  
令和 年 月 日

申請者住所

申請者氏名

大阪市長  
発行区名

介護用品支給廃止通知書

介護用品の給付について、次のとおり廃止しましたので通知します。

記

対象高齢者氏名

対象高齢者住所

支給対象者氏名

支給対象者住所

対象年度 年度

決定番号 第 号

決定日 年 月 日

交付日 年 月 日

廃止日 年 月 日

理由